

多賀町環境基本計画



概要版

令和4年3月



多賀町



SUSTAINABLE
DEVELOPMENT
GOALS



1. 計画策定の背景と趣旨

平成23年に「多賀町環境基本条例」を制定し、豊かな自然を実感しながら暮らすことのできる快適なまちづくりを目指して第1期「環境基本計画」を策定しました。

第1期計画策定から10年が経過し、本格的な少子高齢化の進展、ライフスタイルの多様化などにより、私たちを取り巻く環境は大きく変化し、環境問題も深刻化しています。

本町を取り巻く環境や社会情勢の変化に対応し、町民、事業者、多賀町が一体となって、自主的・積極的に環境に配慮した取組を推進するため「第2期多賀町環境基本計画」策定します。

2. 計画の期間

本計画の計画期間は、令和4年度から令和13年度までの10年間とします。

環境や社会情勢の変化に対応するため、施策や目標の進捗について、年に1回環境審議会によるチェックを行うとともに、必要に応じて計画の見直しを行います。

3. 環境像実現に向けた基本目標

-  基本目標 1 自然環境と歴史文化の保全
-  基本目標 2 生活環境の保全
-  基本目標 3 資源循環の促進
-  基本目標 4 地球環境の保全
-  基本目標 5 環境学習・環境活動の推進



4. 各主体の役割

町 民

- ・ 快適な環境を守るため、自然環境を保全し、環境に配慮した生活スタイルの見直しに努めます。
- ・ 町や事業者が行う緑化活動や環境保全活動への参加、協働に努めます。

事業者

- ・ 公害防止や省エネルギー、廃棄物の排出抑制など環境に配慮した事業活動に努めます。
- ・ 地域社会の一員として、町が行う緑化活動や環境保全活動への参加、協働に努めます。

町

- ・ 環境保全に関する施策を策定、実施するとともに、取組状況の評価を行います。
- ・ 環境に関する学習・活動の取組について地域、学校、事業者等と協力体制を整え、計画を推進します。



5. 分野別の取組



基本目標 1

自然環境と歴史文化の保全



基本施策①

山・川・里の保全

目指すべき10年後の姿

- ・ 温室効果ガスの吸収源である森林が守り育てられています。
- ・ 町民との協働による環境保全活動が進んでいます。



町の施策

① 山の維持管理

- ・ 森林、木材について、多くの人に関心をもってもらうため普及啓発を推進します。
- ・ 間伐材等の利活用を推進します。

② 川・里の維持管理

- ・ 川や里の保全について町民と各種団体の協力のもと、維持管理に努めます。
- ・ 世代をつなぐ農村まるごと保全向上対策の推進を図り、健全な農地を維持します。 など

町民・事業所の取組

- ・ 農道の草刈りや水路の泥上げなど、自然環境の保全に取り組みましょう。 など

基本施策②

動植物の保全と対策

目指すべき10年後の姿

- ・ 獣害が少なくなり、安心して農作業・家庭菜園をしています。



町の施策

① 動植物の保護

- ・ 有害な外来生物駆除、防除を推進し、現状維持に努めます。

② 獣害対策

- ・ 集落環境点検を行い、獣害に強い集落づくりへの啓発を行います。 など



町民・事業所の取組

- ・ 外来生物の持ち込みはやめましょう。 ・ 獣害対策に努めましょう。
- ・ 開発行為は環境への影響を配慮して行いましょう。 など

基本施策③

歴史文化の保全

目指すべき10年後の姿

- ・ 先人から受け継いだ貴重な文化財を守り活用していこうという意識が根つき、町民との協働による文化遺産の保存・整備・活用の取組が進んでいます。

町の施策

① 歴史文化の保全

- ・ 観光施策やまちづくり活動と連携し、歴史と伝統文化の継承と活用に努めます。 など

町民・事業所の取組

- ・ 各種イベントへ参加し、多賀町の歴史や伝統文化に関心を持つとともに次の世代に伝えましょう。
- ・ 屋外広告物等は周辺の景観との調和を図りましょう。 など





基本目標 2

生活環境の保全



基本施策④ 生活環境を守るための取組



目指すべき10年後の姿

・町民との協働による生活環境の保全意識の向上と生活環境保全活動が進んでいます。

町の施策

① 水質汚濁・大気汚染対策

- ・県と連携を図り事業所から出る排水の適正管理、指導を行います。
- ・水質調査の実施を継続します。



② 騒音・振動・悪臭対策

- ・騒音・振動・悪臭にかかる届出の徹底を図り、環境法令の順守を事業者に求めます。 など

町民・事業所の取組

- ・農業用濁水の防止に努めましょう。
- ・環境に関する法令を遵守しましょう。 など

基本施策⑤ 美しいまちを守るための取組



目指すべき10年後の姿

・空き家の利活用が行われ、良好な住環境が推進されています。

町の施策

① 不法投棄対策

- ・町民・各種団体・事業所の自主的な清掃活動を推進します。
- ・不法投棄の未然防止と不法投棄されにくい環境づくりに努めます。

② 良好な景観形成（空き家・空き地対策）

- ・空き家・空き地情報バンク制度の充実を図り、空き家の流通を促進します。 など

町民・事業所の取組

- ・地域の清掃活動に積極的に参加しましょう。
- ・集落でごみ回収や不法投棄の監視に取り組みましょう。
- ・空き家の有効活用について考えましょう。 など



【監視カメラの設置】



【地域の清掃活動】



【河川の水質調査】



基本目標 3

資源循環の促進



基本施策⑥ ごみの減量と資源化

目指すべき10年後の姿

- ・ごみの分別と資源化の取組が進み、ごみの排出量は減少しています。



町の施策

① ごみの減量

- ・「ひとしぼり運動」の実施等のごみの減量化について啓発活動を行います。
- ・使い捨てのプラスチック容器やプラスチック製品の使用を減らし、マイバックやマイ箸、マイボトルの普及啓発を推進します。

② リサイクル

- ・ごみの4Rの推進を図ります。
- ・生ごみの堆肥化を推進します。
- ・間伐材の利用が促進されるような事業を推進します。 など



町民・事業所の取組

- ・「ひとしぼり運動」の取組や生ごみの堆肥化に努めましょう。
- ・マイバックやマイ箸、マイボトルを持参し、使い捨てのプラスチック容器やプラスチック製品の使用量の削減に努め、ごみを出さないよう生活を見直しましょう。
- ・食品を「買いすぎない」「使い切る」「食べ切る」を心がけ食品ロスの削減に努めましょう。
- ・ごみはルールにそって適正に処理・分別し、ごみの減量に努めましょう。 など



基本目標 4

地球環境の保全



基本施策⑦ 地球温暖化対策

目指すべき10年後の姿

- ・生活スタイルの見直しにより温室効果ガス削減に向けた取組が進んでいます。



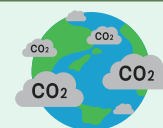
町の施策

① 地球温暖化対策

- ・節電や節水など環境に配慮した生活スタイルの見直しを促進します。
- ・公共施設における省エネ化の導入に努めます。
- ・地球温暖化対策実施計画にそって温室効果ガス排出量の削減に努めます。 など

町民・事業所の取組

- ・生活習慣を見直し節電や節水などCO₂の削減に取り組みましょう。
- ・省エネ型家電の購入や、省エネ型住宅の建築を検討しましょう。
- ・グリーンカーテンを活用し、省エネに取り組みましょう。
- ・国産材を活用した木造住宅や木製品を利用し、森林の育成につなげましょう。 など





基本目標 5

環境学習・環境活動の推進



基本施策⑧⑨

環境学習・環境活動の推進

目指すべき10年後の姿

- ・学校や地域では継続した環境学習に取り組んでいます。
- ・地域では様々な環境保全活動が行われています。



町の施策

① 学校における環境教育

- ・体験型学習の取り組みを支援します。
- ・環境に関する学習・活動の取組について協力体制を整えます。

② 地域における環境学習

- ・環境に関するイベントや学習会を開催し、環境意識啓発を行います。
- ・地域教育活動に携わる人材を育成し、活動の場を提供します。

③ 環境活動の推進

- ・環境保全活動等の表彰制度を創設します。
- ・環境基本計画を推進するための人材を育成します。 など



町民・事業所の取組

- ・学校での環境教育や、地域の環境学習会の運営に協力しましょう。
- ・環境に関するイベントや学習会、環境保全活動に積極的に参加しましょう。 など

基本施策⑩

環境情報の提供

目指すべき10年後の姿

- ・環境に関する情報が地域や企業と共有されています。



町の施策

① 環境情報の提供

- ・ごみ量の見える化を図るなど、できるだけわかりやすくして環境情報を提供します。
- ・広報、ホームページ、有線放送、チラシ等を活用し、広く情報を配信します。 など

町民・事業所の取組

- ・環境に関する情報を積極的に収集し、環境について関心を持ちましょう。 など

6. 計画の実現に向けて



① 推進体制

- ・本計画の推進にあたっては、町民、事業者、町、多賀に関わるすべての人が協働して取り組む必要があります。

② 進行管理

- ・計画を推進していくためには計画の進行状況を定期的に把握・点検し、必要に応じて見直すことが必要です。このためには、基本的なサイクル(PDCA)に基づいて進行状況を管理していきます。

